

令和2年4月21日

保護者様

鳥取県立日野高等学校長  
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた臨時休業について(連絡)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校教育活動に対しまして御理解及び御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策については、国内において感染が拡大し、令和2年4月16日に国から全国一律の「緊急事態宣言」が発令されました。

この緊急事態宣言を受け、県教育委員会が令和2年4月27日から5月6日までの間、臨時休業とすることを決定しました。生徒に対し、臨時休業の期間は自宅で学習することとし、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすよう指導しておりますので、御理解ください。

つきましては、下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

再度の臨時休業のため、御不安等が大きいこととは存じますが、保護者の皆様の御理解及び御協力をお願いいたします。

記

- 1 今後、学校からの連絡については、学校公式ホームページに随時掲載しますのでご確認ください。
- 2 家庭での生活について
  - (1) 毎日検温をしてください。規則正しい生活をする等、体調管理に努めてください。
  - (2) 不要不急の外出を避け、原則、自宅で過ごしてください。特に、大型連休期間における県外への旅行は控えてください。
  - (3) やむを得ず、外出する際には次の点に留意してください。
    - ・飛沫感染を最小限に抑えるためマスクを着用し、こまめに手洗いしてください。
    - ・人との距離を十分とってください。(少なくとも2m以上)
    - ・多くの人が集まる場所や、「3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が同時に重なる場」となるカラオケボックス等への出入りはしないでください。
- 3 生徒の登校時について  
JR等公共交通機関を利用する生徒は、飛沫感染の防止のため、「咳エチケット」を心がけ、公共交通機関内での会話を控えてください。
- 4 生徒について、新型コロナウイルスの感染が判明または濃厚接触者である旨を把握した場合は、速やかに学校に連絡してください。

【担当】

鳥取県立日野高等学校

教頭 足立 憲治

教頭 坪倉 寿樹

TEL 0859-72-0365

学校携帯 080-5239-7278 (夜間・休日)